資料５



様式第14号（第11条関係）

2026年 9月 10日

石岡市長　行

届出者　住　　所
氏　　名　　石塚　直樹
電話番号

景観重要建造物所有者変更届出書

景観法第43条の規定により，次のとおり所有者変更の届出をします。

指定番号	第2号
指定年月日	平成30 年 12 月 26 日
景観重要建造物の名称	三輪晃士邸
景観重要建造物の所在地	石岡市鯨岡816番地1
景観重要建造物の旧所有者	住　所 氏　名　三輪晃士 連絡先
景観重要建造物の新所有者	住　所 氏　名　石塚直樹（株式会社イシツカ） 連絡先
所有者変更年月日	令和8 年 5 月 29 日

備考　法人その他の団体にあっては，その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地を記入してください。

茨城県石岡市鯨岡８１６－１　　全部事項証明書　　（建物）

表題部（主である建物の表示）	調製	平成１１年８月１１日	不動産番号	０５１９０００１１２６４１
所在図番号	余白			
所在	新治郡八郷町大字鯨岡字畑ケ崎　８１６番地１		余白	
	石岡市鯨岡字畑ケ崎　８１６番地１		平成１７年１０月１日行政区画変更 平成１７年１０月１８日登記	
家屋番号	８１６番１		余白	
①種類	②構造	③床面積　㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造瓦葺平家建	６５．６９	昭和５３年８月３１日新築	
余白	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年８月１１日	

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
１	所有権保存	昭和５３年１２月１５日 第４５２７号	所有者 [redacted] 三輪晃士 順位１番の登記を移記
	余白	余白	昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記 平成１１年８月１１日
２	所有権移転	令和８年５月２９日 第１１００６号	原因　令和８年５月２９日売買 所有者 [redacted] 石塚直樹

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

（水戸地方法務局土浦支局管轄）

令和８年９月１０日

水戸地方法務局土浦支局　　登記官　　金澤一雄

＊　「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

＊　下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号　Ｋ１７５８９　（　１／１　）